

共長小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月3日
大府市立共長小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ不登校虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等」とする。
- ・原則として学期に1回を定例とし、いじめ事案が発生した場合には、該当児童担任を含めて随時開催する。また、必要に応じて「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」等も含めた適切なメンバーとする。
- ・学期に1回、全職員で構成する「いじめ不登校虐待対策委員会」を開き、情報の共有化を図る。

(2) 「いじめ長期欠席虐待対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・児童アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策等の検討

(アンケートは学級経営案とともに綴じる。)

・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実
ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断

・いじめ事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応

・被害児童のケアや支援

・加害児童への指導や支援

・問題の解消（再発防止の教育活動、その後3か月間、経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり学年づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。
- ・児童が、自発的自主的にいじめについて考え行動していじめをなくす取組を、計画的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・児童アンケートと教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、実施した際のアンケート用紙などの調査資料については、管理職に提出し、学級経営案にとじ、調査後5年間の保存とする。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーとの連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが解消に至ったと判断される状況になった場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3ヶ月間は実施する。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導・助言・支援を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果をふまえて、児童への指導と支援を行う。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

※重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- | |
|--|
| <p>一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・PDCAサイクル（計画⇒行動⇒評価⇒改善）による見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・「学校いじめ基本方針」は、年度はじめに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携をすすめていくために、「ネットワーク会議」等の場を活用して情報提供することで、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともに努めていく。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。